

生駒市緑の基本計画改定及び緑のリビングラボ設立支援業務に係る公募型プロポーザル
質問回答

質問項目	ヒアリングの出席者について（実施要領（6 審査方法））
質問内容	第2次審査（ヒアリング）に、再委託先の事業者が参加することは可能ですか。
回答	第2次審査(ヒアリング等による最終審査)において、提案の主たる部分を説明する方は、提案者のうち様式6「担当技術者調書」に記載される技術責任者または担当者としてください。ただし、説明を補助するため、様式9「再委託調書」に記載される再委託先又は協力先が参加することは可能です。 なお、第2次審査にご参加いただく方のお名前や本業務での役割等については事前にご回答いただきます。詳細は第2次審査に参加される提案者へ個別にご案内いたします。

質問項目	見積金額の評価方法について（実施要領（7 評価基準及び配点））
質問内容	見積金額に関する評価の考え方をご教示ください。（例：提案書を踏まえた金額の妥当性を評価するものであるのか、金額について参加者を相対的に評価し金額の低いものから高得点となるのか など）
回答	実施要領「7 評価 基準及び配点 （2） 参考見積書」（配点：20 点）においては、企画提案の内容や他の提案者の見積金額によらず、ご提出いただいた見積金額のみを評価します。

質問項目	担当技術者調書の作成について（様式6、様式8、及び様式9）
質問内容	①担当技術者調書に、「注2）所属・役職については、提案書の提案者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記述してください。」との記載がありますが、様式9 再委託調書に記載する再委託先又は協力者等を担当者として記載しても良いということでしょうか。 ②様式6の「担当者」について、人数の制限はありますか。 ③様式6の「担当者」を複数配置する場合、様式8は担当者の人数分を作成する必要があるという認識でよいでしょうか。
回答	① 様式6「担当技術者調書」の担当者について、注2「提案書の提案者以外の企業等に所属する場合」とは、共同企業体などでご提案いただく場合を想定したものであり、本業務において再委託先又は協力先に所属する方が担当者になることはできません。 ② 様式6「担当技術者調書」について、担当者の人数に制限はありませんが、実施要領「11 その他留意事項 （5）「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できないものとします。」とあるとおり、本業務を完了まで担当する予定の方のみ記載い

	ただき、やむを得ない理由により本市と協議して決定する場合を除き、提案後に業務の担当から外れる方や業務遂行において特段の役割を発揮しない方が生じないようにしてください。 ③ 様式6「担当技術者調書」において複数の担当者を配置される場合、様式8「担当者の経歴及び実績等調書」は人数分提出してください。
--	--

質問項目	技術責任者及び担当者の評価方法について（実施要領（7 評価基準及び配点）、及び様式8）
質問内容	様式6の「担当者」を複数配置することができる場合、担当者の同種業務の実績はどのように評価されますか。（例：最も実績の件数が多い担当者を評価の対象とする など）
回答	担当者の同種業務の実績に関しては、同種業務の実績のある担当者の人数と実績数を踏まえ、総合的に評価します。ただし、本プロポーザルでは、実施要領「1 評価基準及び配点（1）同業務実績・実施体制」に定義する同種業務の内容以外の項目を仕様書に含むことから、同種業務の実績がない担当者を配置することで得点が低下することのないように配慮します。

質問項目	市民アンケート調査に係る費用分担
質問内容	「配布回収は本市が行う」とありますが、発送・返信・印刷にかかる費用は発注者で対応されますでしょうか。
回答	仕様書5.業務内容（1）市民アンケート調査の実施支援 に関して、印刷・封入・発送・回収を発注者が行います。なお、郵送による配布数3000通、郵送による回収率最大75%を見込んでいます。

質問項目	市民アンケート調査に係るオンラインアンケートの活用について
質問内容	オンラインアンケートを活用する場合、生駒市で所有されているシステム（市民実感度調査等で活用されているもの等）を使用することは可能でしょうか。
回答	生駒市が使用しているオンライン申請可能な手続きは以下のとおりです。 https://www.city.ikoma.lg.jp/category/39-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html このうち、現時点で市が想定している設問は「LOGO フォーム」を用いたオンラインアンケートを作成可能と考えています。LOGO フォームの機能や活用方法については株式会社トラストバンクの公式サイトをご確認ください。